

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱の制定について

〔 4 農 産 第 3 5 0 6 号
令和 4 年 1 2 月 1 2 日
農林水産事務次官依命通知 〕

産地生産基盤パワーアップ事業について、この度、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱

制 定 令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号
一部改正 令和 5 年 12 月 6 日付け 5 農産第 3287 号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

- 第 1 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和 2 年 12 月 8 日付けで改訂された「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組を総合的に支援する。

(通則)

- 第 2 産地生産基盤パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次の(1)及び(2)に要する経費を交付することを目的とする。

(1) 新市場獲得対策

ア 別表1の事業に要する経費

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 別表2のⅠの基金の造成に要する経費

イ 別表2のⅡの事業に要する経費

(定義)

第4 本事業における用語については、次のとおりとする。

(1) 新市場獲得対策

ア 拠点事業者

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、協働事業計画(「協働事業計画に係る承認規程」(令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知)に基づき承認された、輸向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

イ 連携者

拠点事業者と連携して協働事業計画の取組を補完する者であって、協働事業計画に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

ウ 麦・大豆国産化プラン

本対策の受益地となる産地と当該産地で生産された麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)及び大豆を使用する実需者が連携し、国産麦・大豆の供給力強化を図るための計画をいう。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 都道府県農業再生協議会

経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。)第2の1の(2)に定める都道府県農業再生協議会(以下「都道府県協議会」という。)をいう。

イ 地域農業再生協議会

推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会(以下「地域協議会」と総称する。)をいう。

ウ 都道府県事業実施方針

都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であって、別記 2 に定める基準を満たすものをいう

エ 産地パワーアップ計画

地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強化を図るための計画であって、都道府県知事により別記 2 に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

オ 取組主体事業計画

別表 2 に掲げる取組主体が、産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なものとして承認されたものをいう。

カ 都道府県事業計画

都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であって、別記 2 に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。

キ 基金管理団体

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

（事業の内容）

第 5 本事業は、新市場獲得対策及び収益性向上対策・生産基盤強化対策により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表 1 及び別表 2 に定めるとおりする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農産局長が特に必要と認める場合については、別表 2 に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 事業費の低減

事業実施主体、地域協議会等及び取組主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

（事業の実施等）

第 6 事業実施計画及び都道府県事業実施計画並びに取組内容の変更手続については、別記 1 及び別記 2 により行うものとする。

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

（1）新市場獲得対策

原則として、適正化法第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合

においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 取組主体による本事業の着手は、原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等を行うものとする。

この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にその写しを提出するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 新市場推進事業（別表1のⅠの1、2及び3の(2)のイ）
- (2) 新市場整備事業（別表1のⅡの1、Ⅱの3の(1)のイ）
- (3) 基金事業（別表2のⅠ）
- (4) 都道府県推進事業（別表1のⅠの3の(1)及び(2)のア）
- (5) 都道府県整備事業（別表1のⅡの3の(1)のア及び(2)、別表2のⅡ）

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表3に定めるところによる。

ただし、第5第1項のただし書きに規定する事業に要する経費については、農産局長が別に定めるところによる。

3 基金事業に係る基金造成については以下に定めるところによるものとする。

- (1) 基金管理団体は、第1項第3号の交付を受け、産地パワーアップ事業

基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

（２）基金の管理等

ア 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。

イ 基金管理団体は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。

ウ 基金管理団体は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。

エ 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、共通５に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

オ 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

カ 基金管理団体は、本事業に係る助成金の返納があった場合は、基金に繰り入れるものとする。

キ 基金管理団体は、共通５に定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

（３）基金管理団体は、本事業が終了した際に、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、農産局長は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）

３の（４）アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

（４）基金管理団体の助成

基金管理団体は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、都道府県助成金を交付することができる。

（流用の禁止）

第 8 別表 3 の区分欄に掲げる 1 から 4 までの事業に係る経費の相互間、別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 1 と 2 の経費の相互間、別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 1 の事業におけるⅠ、Ⅱ及びⅢの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

（申請手続）

第 9 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、新市場推進事業及び新市場整備事業にあっては別記様式第 1 号－1、基金事業にあっては別記様式第 1 号－2、都道府県推進事業及び都道府県整備事業にあっては別記様式第 1 号－3 による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表 3 の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、新市場推進事業者、新市場整備事業者、基金管理団体、都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者（以下「推進事業者等」という。）は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 10 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあっては農産局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 11 交付決定者は、第 9 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 9 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 12 推進事業者等は、第 9 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 11 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 13 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。
- 3 地方公共団体以外の推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者に

については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 推進事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 推進事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 推進事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 推進事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 3 の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 16 推進事業者等は、推進事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は推進事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 17 推進事業者等は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号－1 に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、推進事業者等に対して当該推進事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払の請求、補助金の支払)

第 18 推進事業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号－1 による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

2 基金管理団体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 6 号－2 による支払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

3 都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、新市場推進事業、新市場整備事業にあっては別記様式第 7 号－1、基金事業にあっては別記様式第 7 号－2、都道府県推進事業、都道府県整備事業にあっては別記様式第 7 号－3 のとおりとし、推進事業等を完了したとき（第 14 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 推進事業者等は、本事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合

又はならない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、推進事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しいときは、90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第21 推進事業者等は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第22 交付決定者は、第14第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 推進事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 推進事業者等が、補助金を推進事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 推進事業者等が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用し

た場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 推進事業者等は、推進事業対象経費（推進事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 推進事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、推進事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

(補助金の経理)

- 第25 推進事業者等は、推進事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して推進事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 推進事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに推進事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 推進事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第26 推進事業者等が地方公共団体の場合にあつては、当該推進事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第27 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、推進事業者等の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申

請書に記載してある場合は、次の条件により推進事業者等による間接補助金の交付の決定をもって推進事業者等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による推進事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を推進事業者等に納付させることがあること。

2 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第13及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 推進事業者等は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 推進事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第11第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

6 推進事業者等は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

8 推進事業者等は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第 28 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標、給付対象となる事務、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第 29 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合は当該指示によること）に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

- 第 30 基金管理団体は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期の到来その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

- 第 31 基金管理団体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならない。

(他用途使用の禁止)

- 第 32 基金は、別表 2 の I 基金事業（都道府県知事が必要と認め、別表 2 の II に準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、第 5 第 1 項ただし書により実施する災害等緊急事業については、同項に定める農産局長が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

- 第 33 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第 8、第 14 から第 17、第 19、第 21 から第 23 まで、第 25 及び第 26 の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならな

い。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 助成金により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、取組主体は、都道府県による基金管理団体の承認を受けないで、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による基金管理団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を基金管理団体に納付させることがあること。
 - (4) 取組主体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (5) 取組主体は、第4号により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 2 基金管理団体は、第1項第2号により都道府県から提出された財産処分の承認申請を承認するに当たっては、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 3 基金管理団体は、第1項第3号により都道府県から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
 - 4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、都道府県は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

- 第34 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施状況等の報告)

- 第35 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等、取組主体及び基金管理団体が行う事業実施状況の報告については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(事業評価の報告)

第 36 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体の事業評価の報告については、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより行うものとする。

(事業の適正な執行の確保及び指導推進等)

第 37 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより行うものとする。

(その他)

第 38 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1694 号農林水産事務次官依命通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和 2 年 2 月 28 日付け元食産第 4536 号、元生産第 1697 号、元政統第 1781 号食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止の前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

Ⅰ 推進事

16

		イ 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ウ 別記1別紙4に定める要件を満たしていること。	
--	--	---	--

別表 2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。なお、別表 2 の事業における事業実施主体は、都道府県とする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者(別記 2 に定めるものをいう。以下Ⅱの収益性向上対策について同じ。) (6) 農業者の組織する団体(別記 2 に定めるものをいう。以下同じ。) (7) 民間事業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、別記 2 に定めるものに限る。以下同じ。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の 1/2 以内とする。 イの事業 事業費の 1/2 以内(ただし、別記 2 に定める場合においては、定める率又は額以内)とする。
(2) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県協議会 (2) 地域協議会	採択要件は、メニュー欄の 1 の事業を効果的に実施するために必要なものとする。	補助率は定額(1/2 相当)とする。
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 都道府県協議会 (9) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び(3)の事業 事業費の 1/2 以内とする。 (2)の事業 事業費の 1/2 以内(別記 2 に定める場合においては、定める額以内)とする。 (4) 及び(5)の事業 定額(別記 2 に定める場合においては、定める率又は額以内)とする。 (6)の事業 定額(ただし、別記 2 に定める単価に実施面積を乗じた額を上限)、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の 1/2 以内とする。

(注 1) 都道府県知事が地方農政局長等と協議し、地方農政局長等が必要と認める場合は、Ⅱのメニュー欄の 1 に準じて整備事業を行うことができるものとする。

(注 2) 第 5 第 1 項ただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、農産局長が別に定める事業を実施できるものとする。

Ⅱ 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 食品事業者 以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア 米粉、大豆製品及び茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設(てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。)、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用設備を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病虫害まん延防止対策の取組を行う場合 (9) 中間事業者(別記2に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (10) 流通業者(別記2に定めるものに限る。) 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (11) 都道府県知事が地方	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(別記2を除く。)	補助率は事業費の1/2以内(ただし、別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。

	農政局長等と協議して 認める団体 (12) コンソーシアム		
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める要件を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。	補助率は事業費の1/2以内とする。

別表 3 (第 7、第 8、第 14 及び第 15 関係)

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経 費 の 配 分 の 変 更	事業内容の変更
1 国産農産物 生産基盤強化 等対策事業費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	1 産地生産基盤パ ワーアップ事業推 進費 (新市場推進事業) I 新市場対応に向 けた拠点事業者の 育成及び連携産地 の体制強化 II 園芸作物等の先 導的取組支援 ① 果樹に関するも の ② 果樹以外に関す るもの III 需要拡大支援	定 額 1 / 2 以 内 1 / 3 以 内	地方農政局 長等 農林水産大 臣 地方農政局 長等 農林水産大 臣	1 補助率 が異なると 経費の相互 の増減	1 推進事業者等 の名称の変更 2 事業の中止又 は廃止 3 経費の欄に掲 げる I、II 及び III のそれぞれの 経費の事業費の 30%を超える増 又は国庫補助金 の増 4 経費の欄に掲 げる I、II 及び III のそれぞれの 経費の事業費又 は国庫補助金の 30%を超える減
	2 産地生産基盤パ ワーアップ事業基 金造成費 (基金事業) I 事業費 本要綱に基づい て行う事業に係 る次の①及び② に掲げる経費と して、基金の造 成に要する経費 ① 収益性向上対 策 ② 生産基盤強化 対策 II 事務費 基金の管理に要 する経費	定 額	農林水産大 臣		1 推進事業者等 の名称の変更 2 事業の中止又 は廃止 3 経費の欄に掲 げる I 及び II の それぞれの経費 の事業費の 30% を超える増又は 国庫補助金の増 4 経費の欄に掲 げる I 及び II の それぞれの経費 の事業費又は国 庫補助金の 30% を超える減
2 国産農産物 生産基盤強化 等対策整備費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	産地生産基盤パ ワーアップ事業整 備費 (新市場整備事業) 整備事業費	1 / 2 以 内	地方農政局 長等		1 推進事業者等 の名称の変更 2 事業の中止又 は廃止 3 事業費の 30% を超える増又は 国庫補助金の増 4 事業費又は国 庫補助金の 30% を超える減

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の変更	事業内容の変更
3 国産農産物 生産基盤強化 等対策地方公 共団体事業費 補助金	産地生産基盤パワ ーアップ事業推進費 (都道府県推進事業) 推進事業費	定 額 1 / 2 以 内	地 方 農 政 局 長 等	1 補 助 率 が異なると 経費相互の増 減	1 推進事業者等の 名称の変更 2 事業の中止又は 廃止 3 事業費の30%を 超える増又は国庫補 助金の増 4 事業費又は国庫 補助金の30%を超え る減
4 国産農産物 生産基盤強化 等対策地方公 共団体整備費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	産地生産基盤パワ ーアップ事業整備費 (都道府県整備事業) Ⅰ 整備事業費 Ⅱ 附帯事務費	1 / 2 以 内 (た だ し、 別記2に定め る場合にあつ ては、定める 率又は額以内 とする。) 1 / 2 以 内	地 方 農 政 局 長 等	1 経 費 の 欄に及びⅡ の間に経費 の増減 2 補 助 率 が異なると 経費相互の増 減	1 推進事業者等の 名称の変更 2 事業の中止又は 廃止 3 経費の欄に掲げ るⅠ及びⅡのそれ ぞれの経費の事業 費の30%を超える 増又は国庫補助金 の増 4 経費の欄に掲げ るⅠ及びⅡのそれ ぞれの経費の事業 費又は国庫補助金 の30%を超える減

別記様式第1号－1（第9関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要 する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

- (注)
- 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 - 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 - ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 地方公共団体の一般会計
 - ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 地方公共団体が事業を実施する場合は、補助金交付規程又は要綱、地方公共団体以外の者が事業を実施する場合は、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第1号-2（第9関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容の
とおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づ
き、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成計画

経 費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
産地生産基盤パワーアップ事業基金造成費 I 事業費 II 事務費	円	円	円	

- 4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
 - (1) 規約及び会計に関する規程
 - (2) 業務方法書（案）

別記様式第 1 号－ 3 （第 9 関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	間接補助事業 に要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注) 1 区分の欄は、別表 3 の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 補助金交付規程又は要綱
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 2 号（第 13、第 27 及び第 33 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔推進事業者等〕 殿（第 13）
〔間接補助事業者〕 殿（第 27）
〔取組主体〕 殿（第 33）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、推進事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号ー1、第1号ー2及び第1号ー3の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第16関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）事業遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 推進事業等の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号（第17関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記						
区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
〇〇〇〇	円	円	%	円		

（注）1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 「総事業費」の欄には、基金事業にあつては基金の造成額を記載すること。

3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号-1（第18第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

振込先口座名義
振込先金融機関・口座番号：〇〇銀行 〇〇支店 普通〇〇

(令和〇〇年〇月〇日 現在)												
区 分	補助事業に 要する経費	(A) 国庫補助金	国庫補助金 中 9 割相当 額	(B) 既受領額		遂行状況 報告(※) 第 3 ・ 四 半期の出 来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C)) 残額		事業完了予定年月 日	備考
				金 額	出来高		金 額	〇月〇日 まで予定出 来高	金 額	〇月〇日 まで予定出 来高		
産地生産基盤パワ ーアップ事業費	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
整備事業費												
附帯事務費												

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。
「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおりに報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」
※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号ー2（第18第2項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第2項の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号ー1（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。（また、併せて精算額として産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	推進事業等に要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇					
合 計					

- (注)
- 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 - 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(注)

- この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限って添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※ 括弧内は、実績報告と同時に補助金等の交付を請求する場合に記載する。

※ 妥当性協議に当たり提出した申請書の記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

(注)

- 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金等を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写しを添付すること。
- 支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を、「及び」以降に追記すること。
また、支払経費の確認以外にも、必要に応じ事業実施等の確認のための資料（例：写真、議事録等の写し）を、「及び」以降に追記すること。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号ー2（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成実績

経 費	推進事業等に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		負 担 区 分
		国庫補助金等 (A)	国庫補助金等 (A)	
産地生産基盤パワーアップ 事業基金造成費	円	円	円	
1 事業費				
2 事務費				

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第7号－3（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定によりその実績を報告する。
また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

- (注)
- 1 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
 - 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
 - 3 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し（地方公共団体に限る。）及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
 - 5 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式 8 号（第 19 第 2 項関係）

令和〇年度 産地生産基盤パワーアップ事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 19 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号－1 の記の「3 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第 1 号－3 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
- 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（推進事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、推進事業者等が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
- （4）推進事業者等が消費税法第60条第4項（昭和63年法律第108号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

財 産 管 理 台 帳

推進事業等 名

地区名				地区		事業実施年度		令和		年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要				
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限年 月日	承 認 年月日	処分の 内 容					
									国庫補助 金	都 道 府 県費	市 町 村 費	その他									
								円	円	円	円	円									
	計																				
	計																				
	合 計																				

(注)

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 26 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

産 地 生 産 基 盤 パ ワ ー ア ッ プ 事 業 補 助 金 等 調 書													
国			地 方 公 共 団 体 名										
			歳 入			歳 出							備 考
推進事業等名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

- 記載要領
- 「推進事業等名」欄には、推薦事業等の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
 - 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「推進事業等名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
 - 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - 推進事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該推進事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。